

## 答 申 (案)

国民健康保険事業は、他の医療保険に属さないすべての者を対象に、等しく医療を受けることができる国民皆保険制度として、地域住民の安心な医療と健康の保持増進に大きな役割を果たしている。

しかしながら、高齢化の進展や高度な医療の普及などにより、医療費が増加する一方で、長期化する経済の低迷の影響から保険税収入は減少しており、平成 23 年度決算において、国民健康保険財政調整基金は枯渇し、赤字決算に陥っている状況で、今後も財源不足は拡大し、平成 26 年度末には約 36 億円になることが見込まれている。

今回諮問された税率改定案は、この財源不足を解消するため、財源不足額をすべて保険税に求めた場合、大幅な税率改定となり、被保険者の生活へ大きな影響があることに配慮し、平成 25 年度、平成 26 年度の 2 年間で財源不足を解消すること、臨時的に一般会計から財源不足額の 2 分の 1 相当額を財政支援し、被保険者の負担増を抑制するものであり、今後も国民健康保険事業の健全な運営を維持するためには、一定の引き上げは、止むを得ないものであるとの意見集約をし、諮問どおりの保険税率等を了承するものである。